

東京都の消費生活行政における金融経済教育の取組み事例

資料3-4

○セミナーの実施

消費生活講座（令和4年7月）

「菊間千乃氏と学ぶ！
人生100年を生き抜くための金融リテラシー」

消費生活講座（令和5年7月）

「人生100年時代～上手な貯め方・使い方」

東京都消費生活総合センター 消費生活講座

暮らしに身近な金融や消費生活の知識について学びます！

**菊間千乃氏と学ぶ！
人生100年を
生き抜くための
金融リテラシー**

- 開催日時 令和4年7月8日（金）14時00分～16時20分（13時30分開場）
- 会場 東京ウィメンズプラザホール（渋谷区神宮前5-53-67 表参道駅徒歩7分）
- 参加費 無料
- 受講方法 会場受講 または オンライン（ライブ）受講
- 定員 会場：100名、オンライン：定員なし（都内在住・在勤・在学の方）

第1部 漫才 14時10分～14時45分 お笑いコンビ いち・もく・さん

新しい悪質様式 他

新型コロナウイルス感染症による生活困窮や、不安な気持ちに付け込んだ詐欺など、新たなだましの手口とその対処法について、漫才を通して楽しくご紹介します。この他に、もう1満目を加えた豪華2本立てでお送りします。

第2部 講演 15時00分～16時20分 弁護士 菊間 千乃 氏

**菊間千乃氏と学ぶ！
人生100年を生き抜くための金融リテラシー**

資産形成や金銭トラブル、遺言、相続、現在問題となっている特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルへの対策等、お金の向き合い方について、弁護士の目線で詳しくご講義いただきます。

プロフィール

1995年フジテレビ入社。バラエティや情報・スポーツ番組など数多く担当。2005年法科大学院（夜間主）に入学。2007年司法試験に専念するために退社。2010年司法試験合格。弁護士登録。紛争解決、一般企業法務、コーポレートガバナンス等の分野を中心に幅広く手掛けている。2022年弁護士法人和光総合法律事務所代表パートナーに就任。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止・変更になる場合があります。

東京都消費生活総合センター
主催：東京都消費生活総合センター（後援：金融広報中央委員会）

暮らしに身近な金融や
消費生活の知識について
学びます！

東京都消費生活総合センター 消費生活講座

暮らしに身近な金融や消費生活の知識について学びます！

参加費 無料

**人生100年時代
～上手な貯め方・使い方**

開催日時 令和5年7月13日（木）14時00分～16時20分（13時30分開場）
会場 東京ウィメンズプラザホール（渋谷区神宮前5-53-67 表参道駅徒歩7分）
受講方法 会場受講 または オンライン（ライブ）受講
定員 会場：100名、オンライン：定員なし（都内在住・在勤・在学の方）

第1部 落語 14時10分～14時45分

落語家 三遊亭吉馬氏

「こんな誘いにや買がある」 ほか

インターネット通信販売トラブルや、不安な気持ちに付け込んだ詐欺など、だましの手口とその対処法について、落語を通して楽しくご紹介します。

第2部 講演 15時00分～16時20分 お笑いコンビ バックンマクン

「人生100年時代～上手な貯め方・使い方」

お金の使い方、節約、貯蓄・投資などについて、日米の考え方の違いを織り交ぜた「バックンマクン」ならではの掛け合いで楽しく学びます。

プロフィール

アメリカ人と日本人のお笑いコンビ。日米コンビならではのネタで両国を渡し、海外旅行をきっかけに老後生活について、幅広いファン層を持つ。英語教育番組などでも活躍。2003年にはラスベガスで、2007年にはハリウッドで英語漫才のステージも成功させる。現在はテレビなどのメディアでの出演を始め、10年以上前より、積極的に講演活動を行っている。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止・変更になる場合があります。

東京都消費生活総合センター
主催：東京都消費生活総合センター（後援：金融広報中央委員会）

○各種講座等の実施

親子夏休み講座

【令和4年度】

第1回「**おやこで学ぼう、お金のつかいかた**」 (小学1~3年生)

第4回「**親子で学ぼう、「けいやく」ってなんだろう?**」

(小学4~6年生)

【令和5年度】

第1回「**たいせつなお金について知ろう**」 (小1~3年生)

第2回「**かしこいお金の使い方を学ぼう**」 (小4~6年生)

消費者問題マスター講座

地域や職場などで消費者教育等の推進に中心的な役割を果たす人材の育成を目的とした、全13回の連続講座

【令和5年度】

第6回「**金融商品の基礎知識とトラブル防止事例**」

東京都金融広報アドバイザー ファイナンシャルプランナー 石村 衛 氏

出前講座

・一般向け

自治会、町内会、企業、自治体、社会教育・福祉施設等に講師を派遣

・学校向け出前講座

・高齢者見守り人材向け講座

<テーマ例>

・お金の使い方（キャッシュレス、ローン、クレジットのしくみ）

・契約とは何か ・悪質商法被害防止等

東京都内の学校に
消費生活講座を
お届けします！



学校向け出前講座

成年年齢が18歳に引き下げられ、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。消費生活相談や実験実習講座の指導などの経験を積んだ東京都消費者啓発員が、消費者被害の実例等に基づき、被害防止の方法・対策について、詳しく解説いたします。オンラインでの講座も承っております。

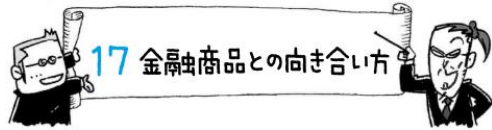
○消費者教育読本の作成

悪質商法の手口や対処法やくらしに役立つ知識などを、4コマ漫画で楽しくわかりやすく解説

若者向け



輝かしい社会人への
第一歩



【金融商品とは】
金融商品とは、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関が提供する
預貯金、株式、債券、投資信託、保険などのことです。人生においては、結
婚、出産、マイホームの購入などさまざまな出来事があるので、購入する目的を明
確にしうえて、その目的に合う商品を選択することが必要です。

【金融商品を上手に選ぶために】
1 金融商品を知るための3つの基準
① 安全性…購入した金融商品が目標通りなり、予想外の損を出したりする可能性がない
かどうか
② 流動性…購入した金融商品をどのくらい自由に現金に換えることができるか
③ 収益性…どのくらいの運用利益が見込めるか
金融商品を選ぶときには、それぞれが持つ長所・短所を3つの基準に照らしながら、目
的に応じて使い分け、組み合わせることが大切です。

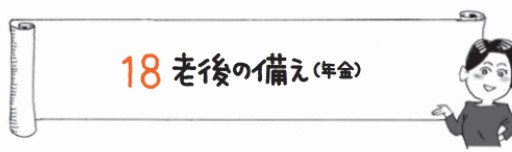
2 リスク・リターンの見極め
「リターン」とは、金融商品を保有することで得ることができる利益（または価値）
が下がった場合の損失）のことで、「リスク」とは、リターンの不確定性（リターンが
どうなるかわからないこと）のことです。このリスク・リターンの関係性を金融商品ごと
に見極め、どの程度の損失までなら許容できるかを決めた上で、金融商品や投資
額等を決めることが重要です。



ミドル層向け



目指せ安心・満足の
充実ライフ



【退職後生活の現状】
日々仕事や家事に追われながら、子供のことや親のことも頭を悩ませるのがミドル世代。家のローンや子
育て（教育費）で貯蓄する余裕もないまま、定年を迎えることも多々あります。
また、若い頃に何とかなると70歳まで続く住宅ローンを組まれた方が、定年を迎えた時点でその残
債返済に困窮を来して、住宅ローンは払い終わるが定年退職後の生活が苦しくなってしまうといったケース
も見られます。

【年金って?】
年金には公的年金と私的年金があります。
《公的年金について》
日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は全て、公的年金の被保険者となります。国民年金（基
礎年金）と、基礎年金に上乗せとなる厚生年金保険とで構成されています。公的年金には、老後の生活
保障だけでなく、「障害年金」や「遺族年金」といった役割もあります。（公務員等が加入していた共済年
金は、平成27年10月1日から厚生年金に一元化されています）

上乗せ部分	厚生年金保険
基礎部分 (全員)	国民年金（基礎年金）
被保険者	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者
	由営業の方など 会社員・公務員・ 私立学校教職員など 会社員・公務員に扶養 されている配偶者の方など

年金を受け取る年齢前は段階的に引き上げられてきており、定年退職した後、数年間収入の無い期間
が発生するケースもあります。

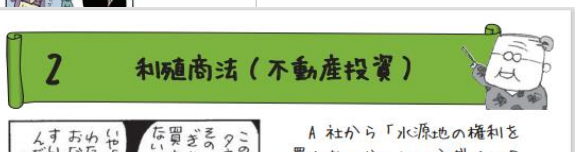
《私的年金について》
私的年金は、公的年金を上乗せの給付を保証する制度で、任意で加入する年金です。国民年金基金
や厚生年金基金のほか、民間の保険会社が販売する個人年金保険などがあります。

【備え】
定年退職後の生活を豊かなものにするためには、備えが必要です。
計画的に貯蓄をしたり、個人年金保険をかけるなど、若いうちから少
しずつ老後の準備をしましょう。

シニア世代向け



安心セカンドライフ
への道



A 社から「水源地の権利を
買わないか」というダイレク
トメールが届く。B 社からは、
「A 社からの水源地の権利を
高値で買取るので代わりに
買って欲しい」と投資欲をあ
おられ A 社から権利を購入。
その後、B 社へ買取ってもら
うために電話をしても追加購
入したら買取るなどと言われ、
結局 A 社も B 社も連絡
がつかなくなる。
不動産投資では、このよう
な「劇的型勧誘」による被害
が多くみられます。



これだけは
覚えておこう！
①被害にあわないためには、
儲け話を安易に信じない
ことです。
②すぐに契約はせずに、家族
や知人に相談しましょう。

○講座等で活用できる教材のWEB掲載・動画配信

WEB教材

ちえとまなぶのず～っと役立つお金の話
～キャッシュレス決済に挑戦してみよう～
(R5作成／特別支援学校（高等部）・若者向け）

DVD教材

キャッシュレス決済のお品書き
～かしこく選んで買い物上手～
(R4作成／高齢者向け／くらしWEBで動画配信)

○注意喚起・情報提供等（消費者被害防止）



音声読み上げ 文字サイズ・色合い変

サイトマップ

Google カス



トップ

相談窓口

消費者教育

商品安全

トップページ > 相談窓口 > 消費生活相談FAQ > 消費生活相談FAQ一覧 > 先物・利殖

シェアする

ポスト

消費生活相談FAQ

先物・利殖

- 投資顧問会社から儲けさせてあげると勧誘され契約したが、やめたい。
- ベンチャー企業に投資する匿名組合への出資を勧誘されている。信用できるか。
- 知人から絶対に儲かると海外の事業への投資を勧誘されているが、信用できるか。
- 高額で買い取ると勧められ、外貨を購入したが換金できない。
- 有料老人ホームの入居権利を代理で購入してと言われ応じたが、代金を支払ってくれない。
- 高齢の母がCO2排出権取引の契約をしたが、やめさせたい。
- C F D取引（差金決済取引）の申込みをしたが、やめたい。
- 外国為替証拠金取引を始めたが大きな損失が出た。返金してほしい。

消費者注意情報

稼げる投資を学べるというビジネススクールに勧誘され、借金をさせられた
～マッチングアプリを悪用した若者の被害が増えています～

消費者注意情報

令和5年3月3日

相談事例

マッチングアプリで仲良くなった人と食事をした時、「一緒にお金のノウハウを学んで稼ごう」と言われ、投資の先生を紹介された。

「しっかり稼ぎたいなら、ビジネススクールで勉強したほうが良い。

さらに他の人にスクールを紹介すれば紹介料として数万円支払う」と説明を受け、入会を勧められた。

スクール代金は前払で約100万円だと言われたが、「お金がない」と断ると、消費者金融から借金するように言われ、借金方法を指南された。

借金し、現金で支払ってしまったが解約したい。（20 歳代）

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

借金をしてまで、契約するべきビジネススクールか、よく考えましょう。

- 今の収入に不安がある、もう少し稼ぎたいという20歳代の若者を中心に、投資を教えるという「ビジネススクール」の契約トラブルが増えています。
- お金がないという、「みんな借りている」、「すぐに取り戻せる」等と言って、消費者金融からの借金を勧められます。実際には稼げるわけではなく借金だけが残ります。消費者金融の年利は15～20%なので100万円の借入で、年間約15万円以上の利子分を返済するリスクを負います。